

蒲郡市民病院医業未収金回収業務委託仕様書

1 業務委託名

蒲郡市民病院医業未収金回収業務委託

2 業務委託の目的

本業務は、蒲郡市民病院の医業未収金回収業務委託について、弁護士又は弁護士法人が有する技術や経験を積極的に活用することにより、医業未収金の回収強化を図り、もって、患者負担の公平性を確保及び病院の経営安定化を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 委託する債権

委託する債権は、委託者での回収が困難と判断した診療費（患者負担分）等に係る未収金で、下記に該当する債権を除外したもののうち、委託者が指示したものとする。委託実施後の下記に該当することとなった場合は、委託者と受託者の間で協議のうえ、委託債権から除外又は継続を決定するものとする。

ア 破産・免責となった未払者に係る債権

イ 生活困窮者等の経済的理由による未払いであることが明らかな債権

ウ 分割納付中又は支払方法等について相談中の債権

エ 債務者が死亡又は服役中等であり、連帯保証人がなく、かつ、相続人が判明しない債権

オ その他委託者で督促・回収を行うと判断した債権

(2) 委託する業務の概要は、次のとおりとする。

ア 債務者、相続人、保証人又は連帯保証人（以下「債務者等」という。）に対する文書、電話等による督促業務

イ 債務者等からの生活状況聴取、分納計画策定等の相談業務

ウ 居所不明者に係る住所等の調査

エ 債権者等からの回収金の収納に係る業務

オ 支払督促、訴訟等の法的措置代行業務

(3) 委託業務実施報告業務（報告書の作成）

ア 定期報告

毎月末時点において、次に掲げる事項を記載した報告書を翌月 15 日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合はその翌日）までに、委託者に提出すること。

① 債務者等毎の交渉経過

② 債務者等毎の回収状況

③ 債務者等とのトラブル、苦情等の発生状況

イ 随時報告

前記アのうち、委託者に速やかに報告すべき事項が発生した場合については、随時報告すること。

ウ 委託債権から除外に該当する場合は、該当に至った経緯のわかる資料を添付し、随時報告すること。

(4) 回収金の納付

回収金は債務者等が直接、委託者が指定する口座に納付すること。なお、事情により回収金を受託者において一旦預かることとした場合は、委託者が定めた日までに、預かった金額を指定する口座に納付すること。

4 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日までとする。

ただし、上記期間中の業務が適正に履行されている場合においては、蒲郡市及び受託者の合意により契約締結日から最大4年間、継続して委託契約を締結できるものとする。

5 委託費について

本事業により受託者に委託した債権のうち、債務者等から入金された額に成功報酬の割合（以下「手数料率」という。消費税及び地方消費税を除く。）を乗じた額を支払う。委託者負担となる費用については、予め委託費（成功報酬料率）見積書において、受託者から提案のあった費用に限り支払うものとする。

また、手数料率には、提案した業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含んだものとする。

なお、委託費の支払時期、支払方法については、契約でこれを定める。

6 相談

受託者は、本契約の実施により滞納者から病院への苦情等があった場合は、可能な限り相談に応じ、アドバイスを行うこととする。また、滞納者から診療費の支払いにあたり、分割を希望された場合においては病院へ相談するものとする。

7 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は委託者と十分協議して、決定するものとする。
- (2) 委託する業務を他の業者に再委託することがないこと。
- (3) 受託者は、本委託業務で知り得た内容については、「個人情報の保護に関する法律」及び「蒲郡市個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、受託期間及び受託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。